

議案第 86 号

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

経営基盤を強化し、将来にわたる事業の安定的な継続を図るため、水道料金の改定等を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

所沢市水道事業給水条例（昭和 3 6 年告示第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「合計額」の次に「（以下この条において「料金算定基礎額」という。）」を、「端数」の次に「があるとき」を加え、「切り捨てる。」を「その端数を切り捨てた額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第 2 7 条の規定により 2 箇月分の料金をまとめて徴収するときは、各月の料金算定基礎額の合計額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 2 2 条の表を次のように改める。

用途 メーター口径		基本料金	従量料金	
			使用水量	料金（1 立方メートルにつき）
一般用	13 ミリメートル	645 円	5 立方メートルまでの分	5 円
	20 ミリメートル	880 円	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分	70 円
	25 ミリメートル	1,160 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	145 円
	30 ミリメートル	6,255 円	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	195 円
	40 ミリメートル	11,865 円	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	250 円
	50 ミリメートル	18,525 円	50 立方メートルを超え	
	75 ミリメートル	47,670 円		

	100 ミリメートル	80,940 円	え 100 立方メートルまでの分	320 円
	150 ミリメートル	175,545 円	100 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	350 円
	200 ミリメートル	372,465 円	1,000 立方メートルを超える分	380 円
公衆浴場用		621 円	100 立方メートルまでの分	37 円
			100 立方メートルを超える分	99 円
臨時用				380 円

第 23 条中「隔月」を「隔月の」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 28 条の 2 第 1 項中「浄水場の建設及び」を削り、同条第 2 項中「浄水場の建設及び」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 22 条の規定は、令和 8 年 5 月 1 日以後の点検分に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、同日前の点検分に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、かつ、令和 8 年 5 月に隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ上下水道事業管理者が定めた日をいう。以下同じ。）がある場合の同月 1 日から同月の定例日までの間に行った点検分に

係る料金については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 当該点検分に係る使用水量のうち 2 分の 1 の水量 改正前の第 2 2 条の表に定める基本料金と従量料金との合計額
- (2) 当該点検分に係る使用水量のうち前号に掲げる水量を差し引いた水量 改正後の第 2 2 条の表に定める基本料金と従量料金との合計額